

平成 31 年 4 月 吉日

事業者 各位

公益社団法人
滋賀労働基準協会東近江支部
支部長 枝 國 聡 司

安全衛生推進者養成講習会の開催について

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 12 条の 2 では中小事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため、安全管理者、衛生管理者の選任を必要としない 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者を選任しなければならないことになっております。

事業場規模別死傷災害発生状況を見ると、50 人未満の中小事業場での災害発生の度合い(年千人率)が 50 人以上事業場よりもはるかに高く、全体の労働災害減少には中小事業場の安全衛生管理体制の強化が極めて重要な課題となっています。

つきましては、滋賀労働局の登録を受けて(登録番号; 滋第 4 号・登録有効期限; 2024 年 3 月 30 日)、下記のとおり安全衛生推進者養成講習会を開催しますので、貴事業場担当者の受講と共に、関係する構内協力会社の担当者の受講についてもご配慮をお願いいたします。

なお **50 名以上の事業場**におかれても、ライン現場部門の安全衛生推進担当者の日常活動に必要な知識となりますので、是非受講いただきたく併せてお願い申し上げます。

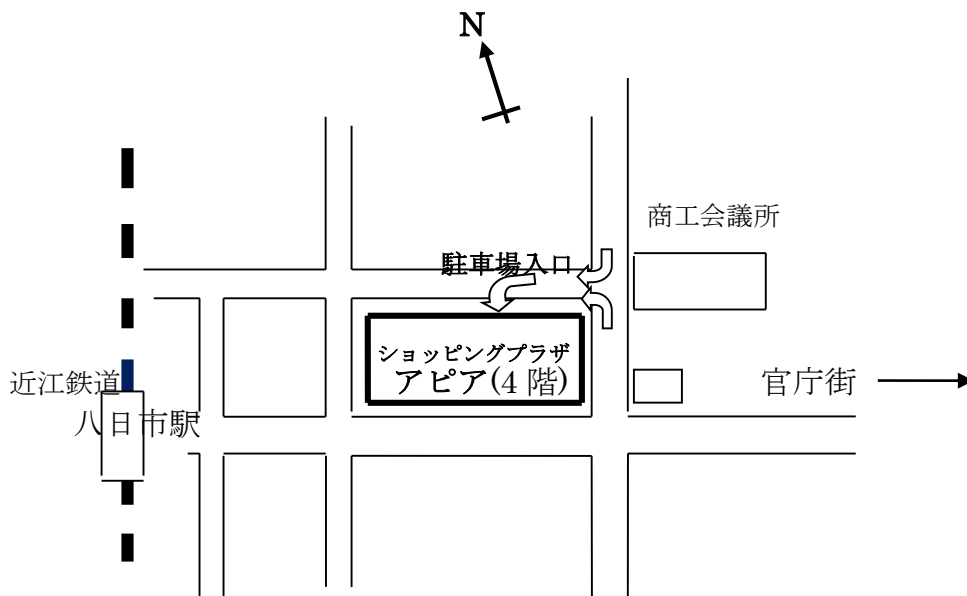
敬具

記

1. 日 時 令和元年 6 月 20 日(木)～21 日(金) 午前 10 時～午後 4 時
2. 場 所 アピア研修室(八日市駅前平和堂 4 階) 東近江市八日市浜野町 3-1
3. 講習科目 ①安全管理 ②健康の保持増進
③作業環境管理及び作業管理 ④安全衛生関係法令
⑤リスクアセスメント ⑥安全衛生教育
4. 受講料 11,124 円(テキスト代を含む)
5. 締 切 日 6 月 10 日(月) 但し定員 60 名に達し次第締切ります。
6. 申込方法 ①添付の申込書に必要事項を記入し、滋賀労働基準協会 東近江支部宛にお申し込み下さい。(FAX 申込み可)
〒527-0022 東近江市八日市上之町 1-43 松原ビル 3F
(TEL 0748-24-1907 FAX 0748-25-2315)
受付後、受講票を FAX 致します。
②受講料は事前に当支部へ現金を持参して頂くか又は 6 月 14 日迄に次の口座へお振込みください。(当日現金支払は不可)
滋賀銀行八日市東支店(普)036759 滋賀労働基準協会 東近江支部
お振込みのない場合は受付を取り消すことがあります。
7. その他 ①安全管理者又は衛生管理者の有資格者は一部科目の免除を受けられます。
②実施日からさかのぼって 5 日前以降にキャンセルされた場合は受講料を返却できません。
③講習終了後「修了証」を交付しますので**必ず認印を持参**してください。

この教育の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、[公益社団法人 滋賀労働基準協会 東近江支部](#) へお問い合わせください。
 申込、取消、変更、受講料入金先などについては、本部主催講習とは異なりますのでご注意ください。(TEL 0748-24-1907)

会場案内図



キ リ ト リ

安全衛生推進者養成講習受講申込書

申込日 年 月 日

FAX 0748-25-2315

公益社団法人
 滋賀労働基準協会東近江支部 行

受講者氏名	生年月日	現住所	一部科目受験免除	
	昭和 平成 . .		資格有	安全管理者
				衛生管理者
	昭和 平成 . .		資格有	安全管理者
				衛生管理者
	昭和 平成 . .		資格有	安全管理者
				衛生管理者

※ 受講申し込みにあたって記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。

事業場名 _____

所在地 _____

事業者職氏名 _____

担当者氏名 _____

TEL _____

FAX _____